

鳥取県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年2月15日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉持義正 西伯郡南部町田住141-2

平成19年6月1日退任

監事 三原篤美 西伯郡南部町三崎160

平成19年5月20日退任